

J Aバンクローン債務保証委託約款の変更について

1. J Aバンクローン債務保証委託約款の変更について

J Aバンクローン債務保証委託約款第 14 条の変更について

民法改正（第 97 条第 2 項「みなし送達条項」の明文化）に伴い J Aバンクローン融資約款の「届出事項条項」の明確化等の対応が行われることから、本会においても J Aバンクローン債務保証委託約款を別紙のとおり変更します。

2. 新旧対照表

令和 2 年 4 月 1 日以降分、令和 2 年 6 月 1 日以降分、令和 2 年 10 月 1 日以降分に係る新旧対照表

(下線部分が変更部分)

変 更 後	現 行
<p>(調査及び報告)</p> <p>第 14 条 保証委託者は、協会による保証委託者の資産、事業の状況等に関する調査に必要な範囲において、協会から請求があった場合には、書類を提供し、若しくは報告をし、又は便益を提供するものとします。</p> <p>2 保証委託者は、前項の資産、事業の状況等に著しい変動が生じ、又は生じるおそれのあるときは、その旨を直ちに協会に届け出るものとします。</p> <p>3 保証委託者又は保証人は、氏名、住所、印鑑その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面により直ちに協会へ届け出るものとします。</p> <p>4 保証委託者又は保証人は、前項の届出を怠ること及び協会からの請求を受領しないことその他保証委託者及び保証人の責に帰すべき事由により、協会の通知又は送付書類等が延着し、若しくは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。</p> <p>5 保証委託者又は保証人（担保提供者を含む。）は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき若しくは任意後見監督人の選任がなされたとき、又はこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更又は取消しが生じた場合も同様とします。</p>	<p>(調査及び報告)</p> <p>第 14 条 保証委託者は、協会による保証委託者の資産、事業の状況等に関する調査に必要な範囲において、協会から請求があった場合には、書類を提供し、若しくは報告をし、又は便益を提供するものとします。</p> <p>2 保証委託者は、前項の資産、事業の状況等に著しい変動が生じ、又は生じるおそれのあるときは、その旨を直ちに協会に届け出るものとします。</p> <p>3 保証委託者又は保証人は、氏名、住所、印鑑その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面により直ちに協会へ届け出るものとします。</p> <p>4 保証委託者又は保証人は、前項の届出を怠ること及び協会からの請求を受領しないことその他保証委託者の責に帰すべき事由により、協会の通知又は送付書類等が延着し、若しくは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。</p> <p>5 保証委託者又は保証人（担保提供者を含む。）は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき若しくは任意後見監督人の選任がなされたとき、又はこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更又は取消しが生じた場合も同様とします。</p>

附 則

この約款の変更は、令和 3 年 4 月 1 日より変更する。